

# インドにおける特許審査期間 及び登録までの期間に関する調査・研究

国際第4委員会  
第1小委員会\*

**抄 録** 2013年8月時点で、インド特許意匠商標総局（以下、インド特許庁と言う）全体の審査待ち件数が15万件を超えており、出願から登録までの期間の長期化が深刻な問題となっている。インド特許庁は、この状況を打開すべく2016年5月に特許規則改正（以下、本改正と言う）を実施し、同年に審査官の大幅増員を行った。こうした取り組み状況を踏まえ、本稿では、2016年の前後となる2013年と2017年の1月と7月の特許審査請求から最初の審査報告発行までの審査期間を比較すると共に、登録までに要する最近の期間の分析を行った。その結果、特許出願の処理件数は増加しているものの、引き続き出願件数を下回っており、結果的に前記審査期間は本改正前の2013年と比較して、本改正後の2017年の方が長くなっていることを確認した。

## 目 次

1. はじめに
2. 審査リードタイムの調査手法
  2. 1 審査リードタイムの調査意義
  2. 2 審査リードタイムの算出方法
  2. 3 審査リードタイムの比較・集計
3. 審査リードタイムの調査結果
  3. 1 出願ルート別の比較
  3. 2 審査局別の比較
  3. 3 技術分野別の比較
  3. 4 2016年前後で審査着手が早まったか否かに関する考察
4. 最近の登録リードタイム及びトータルリードタイムの調査手法
  4. 1 登録リードタイム及びトータルリードタイムの調査意義
  4. 2 登録リードタイム及びトータルリードタイムの算出方法
  4. 3 登録リードタイム及びトータルリードタイムの集計
5. 最近の登録リードタイム及びトータルリードタイムの調査結果
  5. 1 審査局別の比較
  5. 2 技術分野別の比較
  5. 3 登録リードタイムとアクセプタンス期間との比較・考察
  5. 4 トータルリードタイム調査結果
6. おわりに

## 1. はじめに

インドでは、インド特許庁全体の審査待ち件数が2013年8月に15万件を超えるなど、出願人にとって審査遅延が重要な問題となっている<sup>1)</sup>。

これに対し、特許審査の効率化による審査待ち件数減少のため、2016年5月に本改正を実施した。一例として、最初の審査報告（First Examination Report, 以下、FERと言う）の発行日から当該特許出願を特許許可状態にするまでの期間（以下、アクセプタンス期間と言う）を従来の12か月から6か月に変更した<sup>2)</sup> ことがある。

\* 2017年度 The First Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

また、インド特許庁のグプタ長官は審査待ち特許出願の早期解消を目指し、2016年には459名もの審査官を採用したこと及び特許出願の処理件数が増加していることを説明している<sup>3)</sup>。併せて、2017年半ばまでに、月間6,000件を処理できるようになることを目指し、年間で72,000件の特許出願を処理することで審査待ち件数を減らしていくことを目指していることを説明している。

なお、本改正では早期審査制度も導入されているが、早期審査制度利用の要件は下記①または②を満たすことである<sup>4)</sup>。

- ①スタートアップ企業であること
- ②特許協力条約（PCT）に基づき国際出願し、かつ、国際調査機関または国際予備審査機関にインドを指定すること

よって、多くの日本企業にとっては実質利用できないものとなっている。故に、早期審査制度を利用して早期の権利化を図ることは多くの場合、解決手段とならない。

そこで、筆者らは、審査効率化を目指した本改正や審査官の大量採用が行われた2016年の前後で審査着手が早まったか否かを確認すべく、複数の特許出願について審査請求日からFER発行日までの期間を調査することとした。この期間を審査リードタイムと言う。

また、FERが発行された後、登録になるまでにどの程度の期間を要しているか、最近の傾向を把握すべく、FER発行日から登録日までの期間を調査した。この期間を登録リードタイムと言う。

更に、出願人がコントロール可能な審査請求日から登録日までの全体の期間の最近の傾向を把握すべく、この期間を調査した。この期間をトータルリードタイムと言う。

各々について、調査手法及び結果を以下で説明する。

## 2. 審査リードタイムの調査手法

### 2. 1 審査リードタイムの調査意義

審査請求時期は出願人がコントロール可能であり、審査請求後にどの程度の期間を要してFERが発行されるかどうか把握することが、審査着手が早まったか否かを確認する上では、重要となる。そこで、審査請求日からFER発行日までの期間に当たる審査リードタイムを調査することとした。

特に、本改正前後で審査着手が促進されたかを確認するために、本改正前後で、複数の特許出願について審査リードタイムを調査することとした。

### 2. 2 審査リードタイムの算出方法

#### (1) 所望年月に発行されたFERの検索サイトと必要な情報の取得

審査請求日及びFER発行日のデータの取得方法を説明する。図1に示すDynamic First Examination Report (FER) displaying utility<sup>5)</sup> (以下、Dynamic FERと言う) の検索サイトにて、所望の「年」及び「月」を選択し、「Submit」ボタンを押下する。そうすると、インド特許庁における4つの審査局（デリー・ムンバイ・コルカタ・チェンナイ）毎にかつ化学・電気電子・機械・バイオの4つの技術分野毎に、選択した年・月に発行されたFERの数が表示される。

図1中の太枠で囲んだFERの数がハイパーリンク形式となっており、そのリンクを辿ると、認証を経て、図2に示すように指定した審査局及び技術分野のFERの情報を示すWebページが表示される。

図2中の丸で囲んだ箇所には、出願番号及びFER発行日が表示されている。また、図2中の右端の「View」で示されるリンクを辿ると、FERの内容を参照でき、審査請求日の情報を取

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Dynamic First Examination Report (FER) displaying utility-

Month:  YEAR:

FERs issued in 'January', '2017'

**Old Format FER**

GROUP	Delhi	Mumbai	Kolkata	Chennai
Electrical/Electronics	0	0	0	2
Biotechnology	0	0	0	0
Chemistry	0	0	0	0
Mechanical	0	0	0	0

**New Format FER**

GROUP	Delhi	Mumbai	Kolkata	Chennai
Electrical/Electronics	260	111	228	713
Biotechnology	139	6	80	82
Chemistry	329	28	238	533
Mechanical	293	147	315	310

Disclaimer:-  
The utility displays the FERs that have been generated in the respective examination groups during the specified period. Count of FERs are displayed dynamically (Real time basis) and actual output should be referred in RFD documents published by CGPDTM. Descrepancy if any should be communicated to respective Patent Office at: delhi-patent@nic.in, mumbai-patent@nic.in, chennai-patent@nic.in, kolkata-patent@nic.in

\* Kindly use Internet Explorer or Mozilla Firefox if the FER PDF are not viewable in Chrome

図1 Dynamic FERの検索サイト

Search FER by Application Number

FERs issued in Electrical group during January,2017

Sr.No	Application Number	APPLICANT NAME	FER DATE	view
1	7255/DELNP/2007	SONY CORPORATION	19-Jan-2011	View
2	7255/DELNP/2009	GUARDIAN INDUSTRIES CORP.	05-Jan-2017	View
3	728/DEL/2008	DIRECTOR GENERAL, DEFENCE RESEARCH & DEVELOPMENT ORGANISATION	25-Jan-2017	View
4	5488/DELNP/2009	GUARDIAN INDUSTRIES CORP.	19-Jan-2017	View
5	8107/DELNP/2009	MICROSOFT TECHNOLOGY LICENSING, LLC.	30-Jan-2017	View
6	8121/DELNP/2009	QUALCOMM MEMS TECHNOLOGIES, INC.	23-Jan-2017	View
7	5102/DELNP/2009	GUARDIAN INDUSTRIES CORP.	25-Jan-2017	View
8	7650/DELNP/2011	LUTRON ELECTRONICS CO., INC.	16-Jan-2017	View
9	4643/DELNP/2008	DTS Licensing Limited	30-Jan-2017	View

図2 指定した審査局及び技術分野のFERの情報を示すWebページ

得ることができる。

## (2) 審査リードタイムの算出

前述の(1)に記載の操作によって、1つの特許出願に関するFER発行日及び審査請求日のデータを取得することができる。

よって、FER発行日から審査請求日を減算することで、審査リードタイムが算出可能となる。

## 2.3 審査リードタイムの比較・集計

### (1) 比較対象年月の選定

冒頭の通り、2016年5月の本改正前後での審査の促進効果を確認することを目的としているため、まずは、本改正前の2013年1月と7月の2か月分の審査請求日とFER発行日とを取得することとした。次いで、本改正後の2017年1月と7月の2か月分を取得することとした。

### (2) PCT経由の出願とPCT経由以外の出願の審査リードタイムの件数

PCT経由の出願（以下、PCT経由と言う）は、国際調査報告があるので審査負担は減と考えられ、PCT経由以外の出願（以下、PCT以外と言う）と審査リードタイムに違いが生ずることが予想される。この予想を確かめるために、上記の件数を集計する必要がある。

インド出願は出願番号にNPというキーワードが含まれているとPCT経由であり、このキーワードからPCT経由かPCT以外かを判別できる

ため、審査リードタイムも前述通り算出できる。

### (3) 選定年月における審査局毎・技術分野毎の審査リードタイム算出件数

審査局毎・技術分野毎に最大で30件の審査リードタイムを算出した。これにより、審査リードタイムを審査局毎・技術分野毎に比較可能となる。

なお、審査局・技術分野によっては30件に満たない場合があるが、その場合には、対象年月において、図1の太枠に相当する箇所に表示された件数の審査リードタイムを算出した。

また、30件取得できた場合であっても、2017年1月のFERには早期審査が行われた出願が2件あった。それらの審査リードタイムは27日及び46日であった。他の出願は、後述するように審査リードタイムが4年～6年と算出される場合が多い。よって、早期審査が行われた2件の出願の審査リードタイムは、通常の期間とは著しく異なるので、集計対象のデータから除外した。

## 3. 審査リードタイムの調査結果

### 3.1 出願ルート別の比較

第2章で前述した選定年月に発行されたFERを抽出し、PCT経由とPCT以外の審査リードタイムを出願ルート別で比較した。まず、両年共に1月と7月の調査結果に大きな違いは見られなかった。故に、以下では紙面の制約上、7月の結果に基づいて説明する。

このため代表図としてPCT経由とPCT以外の2013年7月、2017年7月の審査リードタイムのデータを図3及び図4に示す。

なお、データは抽出した月のPCT経由とPCT以外毎の出願総件数に対する期間（1年間）毎の出願件数を比率で表したものである。出願総件数は、2013年7月のPCT経由が289件、PCT以外が145件であった。また、2017年7月の

PCT経由が327件、PCT以外が147件であった。

2013年7月と2017年7月とを比較すると両年ともに審査リードタイムのピークは4年～5年と同じであることがわかった。

2013年7月はPCT経由、PCT以外ともにピークの5年経過までに8割弱、6年経過までに9割以上のFER発行であり、PCT経由とPCT

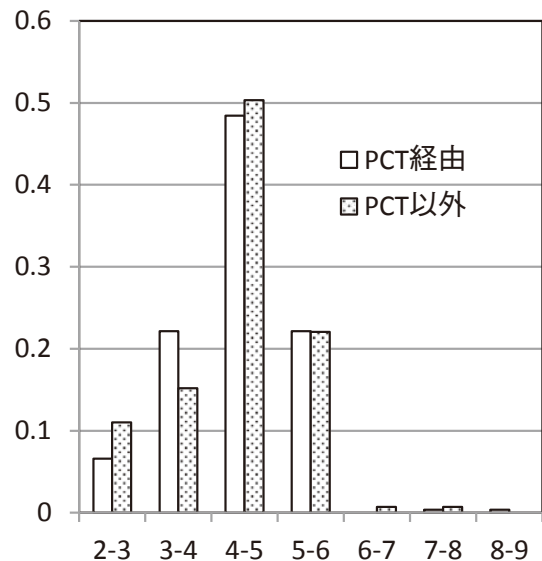


図3 2013年7月 審査リードタイム出願ルート別（横軸：年、縦軸：比率）

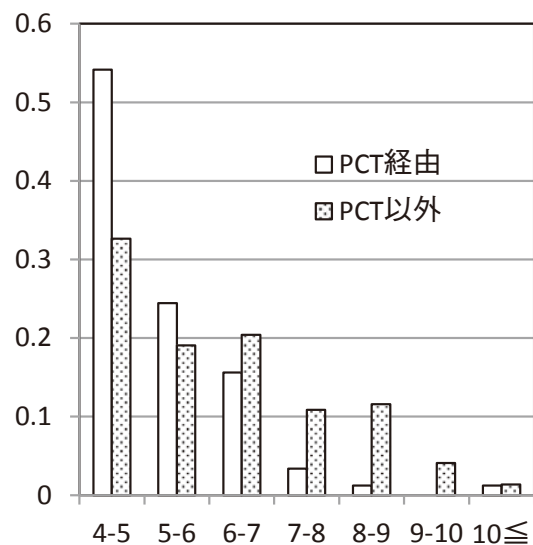


図4 2017年7月 審査リードタイム出願ルート別（横軸：年、縦軸：比率）

以外の審査リードタイムの傾向に差が無いことがわかった。

2017年7月はピークの5年経過までにPCT経由が5割以上、PCT以外が3割以上であり、PCT経由は7年経過前に9割以上、PCT以外は9年経過前に9割以上とPCT経由の方がPCT以外よりも審査リードタイムが短い傾向を示すことがわかった。なお、2017年7月は審査リードタイムが4年未満の出願は抽出されなかった。

また、出願全体で審査リードタイムをみると2013年の方が2017年よりも短い傾向を示すことがわかった。

### 3. 2 審査局別の比較

インド特許庁には、前述のように、デリー・ムンバイ・コルカタ・チェンナイの4つの審査局が存在する。そこで、前述の出願ルートと同じ選定年月に発行されたFERから審査リードタイムを審査局別に比較した。まず、両年共に1月と7月の調査結果に大きな違いは見られなかった。故に、以下では紙面の制約上、7月の結果に基づいて説明する。

以下、代表図として各審査局別の2013年7月、2017年7月の審査リードタイムのデータを図5及び図6に示す。

なお、データは抽出した月の審査局毎のFER総件数に対する期間毎のFER件数を比率で表したものである。FER総件数は、2013年7月のデリーが120件、ムンバイが100件、コルカタが94件、チェンナイが120件であった。また、2017年7月のデリーが118件、ムンバイが116件、コルカタが113件、チェンナイが119件であった。

2013年7月の審査リードタイムはデリーを除く審査局は4年～5年にピークがあり、デリーは5年～6年にピークがあることがわかった。ムンバイとチェンナイがピークまでの5年経過前に9割以上、デリーとコルカタが6年経過前

に9割以上のFER発行があることがわかった。

2017年7月は全審査局が4年～5年にピークがある。但し、チェンナイを除く審査局は、ピ

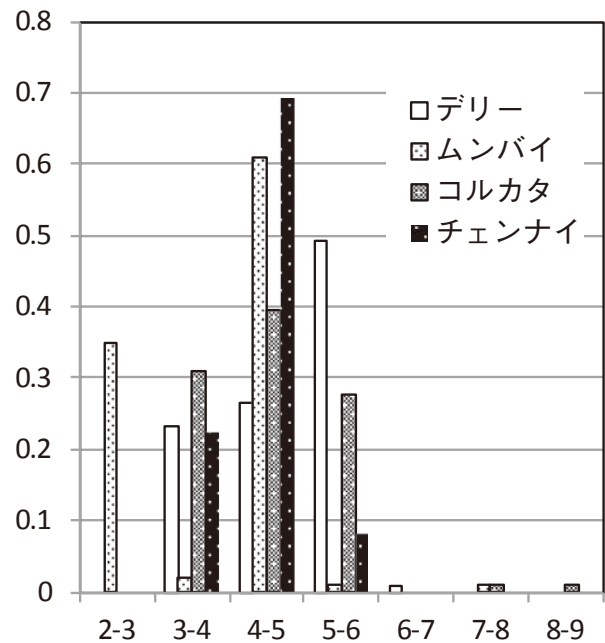


図5 2013年7月 審査リードタイム 審査局別 (横軸：年, 縦軸：比率)

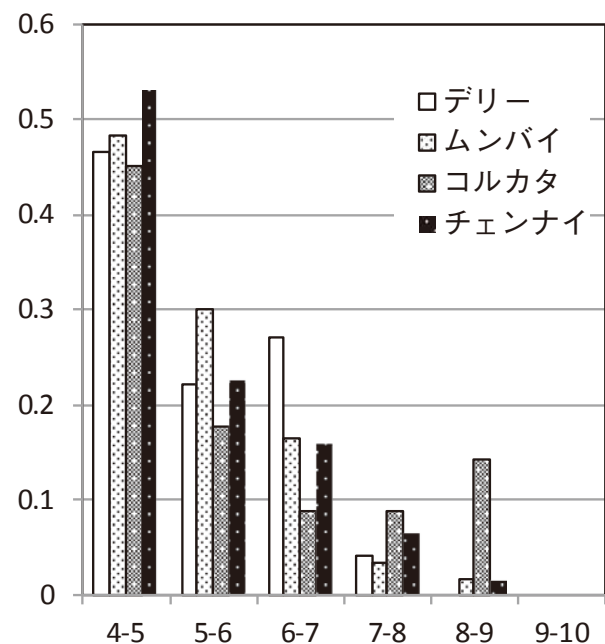


図6 2017年7月 審査リードタイム 審査局別 (横軸：年, 縦軸：比率)

ークにおける件数の比率が5割以下であることがわかった。

コルカタを除く審査局が7年経過前に9割以上、コルカタは9年経過前に9割以上のFER発行があることがわかった。

以上のことから両年ともピークは概ね4年～5年にあり、2013年はこの4年～5年までに大半のFER発行がある。一方、2017年はFER発行の半数がピーク後の5年～9年の間にばらつく傾向を示している。よって、どの審査局においても2013年の方が2017年よりも審査リードタイムが短くなる傾向を示していることがわかった。

### 3. 3 技術分野別の比較

出願ルートと同じ選定年月に発行されたFERから、審査リードタイムを技術分野別に比較した。まず、両年共に1月と7月の調査結果に大きな違いは見られなかった。故に、以下では紙面の制約上、7月の結果に基づいて説明する。

以下、代表図として各技術分野別の2013年7月、2017年7月の審査リードタイムのデータを図7及び図8に示す。

なお、データは抽出した月の技術分野毎のFER総件数に対する期間毎のFER件数を比率で表したものである。FER総件数は、2013年7月の化学が120件、電気電子が120件、機械が114件、バイオが80件であった。また、2017年7月の化学が119件、電気電子が114件、機械が110件、バイオが117件であった。

2013年7月の審査リードタイムのピークはバイオが3年～4年、バイオ以外は4年～5年にあることがわかった。化学とバイオが5年経過前に9割以上、電気電子と機械が6年経過前に9割以上のFER発行があることがわかった。

2017年7月の審査リードタイムのピークは化学とバイオが4年～5年、電気電子と機械が5年～6年であることがわかった。なお、機械は、6年～7年もほぼ同程度の件数のFER発行があ

る。化学とバイオは6年経過前に9割以上、電気電子と機械は8年経過前に9割以上のFER発行であることがわかった。

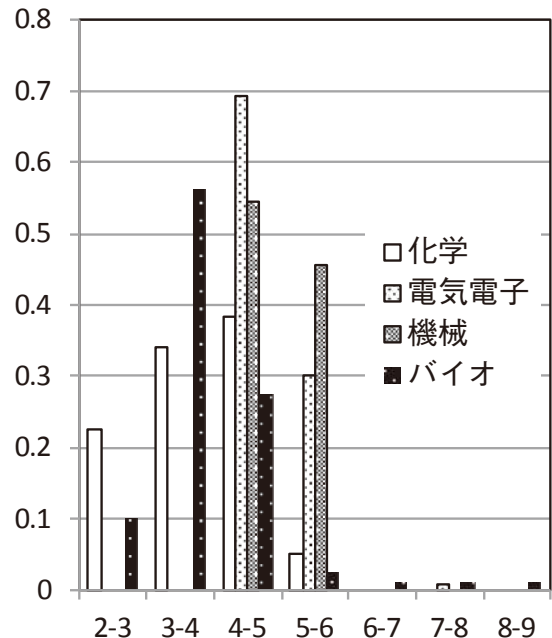


図7 2013年7月 審査リードタイム 技術分野別 (横軸：年, 縦軸：比率)

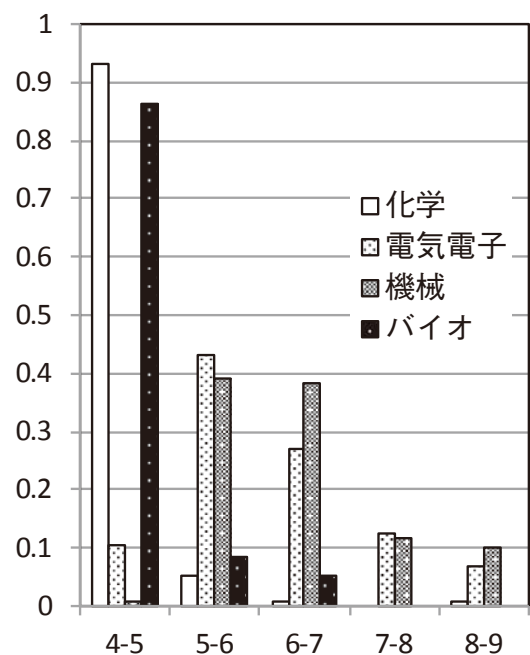


図8 2017年7月 審査リードタイム 技術分野別 (横軸：年, 縦軸：比率)

以上のことから両年とも化学とバイオが電気電子と機械よりもFER発行が早い傾向を示していることがわかった。

また、2013年において、電気電子と機械の件数の大半は、審査リードタイムが4年～6年の期間にある。化学とバイオの件数の大半は、審査リードタイムが2年～4年の期間にある。

一方、2017年においては、電気電子と機械はFER発行の半数以上がピーク後の5年～9年の期間でばらつく傾向を示している。化学とバイオの審査リードタイムは、大半が4年～5年となる。

よって、どの技術分野においても、2013年の方が2017年よりも審査リードタイムが短くなる傾向を示していることがわかった。

### 3. 4 2016年前後で審査着手が早まったか否かに関する考察

本改正後の方が本改正前よりも審査着手が早まっていると期待される場所である。なぜならば、まずは本改正の効果が奏すると期待できるからである。

しかしながら、上記3. 1～3. 3に論じる通り、①PCT経由とPCT以外、②審査局毎、③技術分野毎、のいずれにおいても、本改正前の2013年の方が本改正後の2017年よりも、審査リードタイムが短いという結果になった。

ところで、インド特許庁が発行しているAnnual Reports<sup>6)</sup>のうち、本論説執筆時点で最新版である2015-2016年版から抽出した特許出願・審査等に関する件数を下記の表1に示す。

表1における「処理数」とは、登録数・拒絶確定数・取下数・放棄数を合算した数である。この表から、2015-16のみ審査数が急減しているものの、審査数、登録数、処理数は総じて増加傾向にあることがわかる。

しかしながら、処理数が出願数を未だに上回っておらず、審査待ち件数が減少するに至っていない。故に、早期に審査へ着手するに至らず、

表1 インド特許出願等の件数

年	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16
出願数	43,197	43,674	42,951	42,763	46,904
審査数	11,031	12,268	18,615	22,631	16,851
登録数	4,381	4,126	4,227	5,978	6,326
処理数	8,488	9,027	11,411	14,316	21,987

結果として、インド特許庁は、審査リードタイムを短縮させることができていないと予想される。なお、2015-16で処理数が急増しているのは、2016年3月のみ7,324件と極端に多い件数が計上されているためである。

次に、2016年4月～2017年3月処理数の推移を図9に示す。

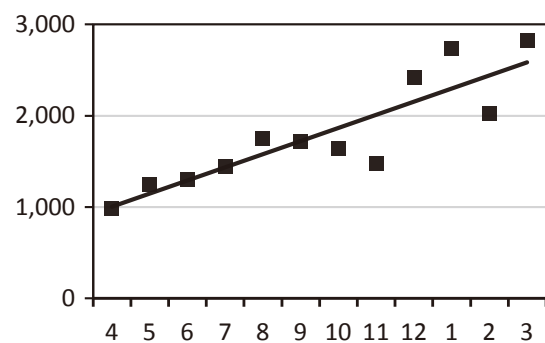


図9 2016年4月～2017年3月の処理数の推移 (横軸：月，縦軸：件数)

図9における「処理数」は、登録数・拒絶確定数・放棄数の合計値であり、取下数を含まない数である。この処理数は、Dynamic Patent UtilitiesのDISPOSAL REPORT<sup>7)</sup> (以下、DISPOSAL REPORTと言う。)で取得することが可能である。この検索サイトは後述する第4章で説明する。なお、この処理数は、表1の「処理数」とは相違するが、値が大きく異なることは確認している。

図9に基づく、2016年4月～2017年3月処理数の合計数は21,543件となる。よって、表1に示すように、出願件数がここ数年4万件～

5万件の間で安定的に推移していることからしても、処理数はやはり出願件数を下回っている状況にあると予想される。

但し、図9からわかるように、月別で見ると処理数は増加している。図の元となるデータから線形予測したところ、毎月の増加件数に相当する傾きは144件/月であった（決定係数 $R^2 = 0.77$ ）

仮に、年間48,000件の出願件数を処理可能となるためには、毎月4,000件の処理が必要である。上記の傾き（毎月の増加件数）を維持することができれば、2017年度末に到達するので、それ以降は、審査待ち件数が減少傾向に転じることになる。

なお、2017年度の処理数については、本稿執筆時において、拒絶確定数と放棄数がDISPOSAL REPORTに入力されておらず、件数を算出することはできなかった。

## 4. 最近の登録リードタイム及びトータルリードタイムの調査手法

### 4.1 登録リードタイム及びトータルリードタイムの調査意義

#### (1) 登録リードタイムの調査意義

筆者らは、冒頭の1章でも述べたように、FERが発行された後、登録になるまでにどの程度の期間を要しているか、最近の傾向を把握すべく登録リードタイムの調査を行った。特に、アクセプタンス期間に対して、登録リードタイムがどの程度の期間を要しているか把握することは意義がある。

#### (2) トータルリードタイムの調査意義

更に、筆者らは、出願人がコントロール可能である審査請求日から、特許が成立する登録日までの期間を把握することが重要と考え、審査請求日から登録されるまでの全体の期間である

トータルリードタイムについて最近の傾向を調査した。

## 4.2 登録リードタイム及びトータルリードタイムの算出方法

### (1) 登録リードタイムの算出方法

審査請求日については、既に第2章で述べたように、FERに記載の審査請求日を用いた。

筆者らが調査した結果、登録日については、インド特許庁の検索サイトであるDISPOSAL REPORT（前章で既出）で取得可能であることがわかった。

DISPOSAL REPORTのサイトは、図1に示すDynamic FERのサイトと類似しており、本章での重ねての説明は省略する。

DISPOSAL REPORTのサイトでは、年月を選択すると、選択した年月に最終処分が行われた案件の数が、登録(GRANTED)・拒絶(REFUSED)・放棄(ABANDONED)の処分に分けて表示される。そして、各処分毎に、4つの技術分野毎にかつ4つの審査局毎の件数が表示される。なお、表示された件数がハイパーリンク形式となっている。

登録の件数で示されるリンクを辿ると、査定された案件の一覧を示すWebページが表示されている。そこに、出願番号や登録日も記載されており、登録日をこのページから取得可能となる。

出願番号がハイパーリンク形式となっており、そのリンクを辿ると、FERを参照可能なWebページが表示され、FER発行日を取得することが可能である。

### (2) トータルリードタイムの算出方法

トータルリードタイムの算出には、登録日と、審査請求日が必要となり、登録日から審査請求日を減算すれば、トータルリードタイムを算出可能となる。登録日は、上記(1)で説明した通りに取得可能であるし、審査請求日は、第2



章で説明した通り、FERから取得可能である。

### 4.3 登録リードタイム及びトータルリードタイムの集計

#### (1) 対象年月の選定

本論説執筆時の最近の傾向を確認するために、2017年8～10月に登録された特許出願の審査請求日とFER発行日と登録日を取得することとした。

#### (2) 対象年月における審査局毎・技術分野毎の登録及びトータルリードタイム算出件数

審査局毎・技術分野毎に30件の登録及びトータルリードタイムを算出した。これにより、登録及びトータルリードタイムを審査局毎・技術分野毎に比較可能となる。

なお、審査局・技術分野によっては30件に満たない場合がある。その場合、DISPOSAL REPORTのサイトで表示された全件数の登録及びトータルリードタイムを算出した。

## 5. 最近の登録リードタイム及びトータルリードタイムの調査結果

### 5.1 審査局別の比較

前述の第4章で選定した年月に登録された特許出願を抽出し、インド特許庁の4つの審査局の登録リードタイムを審査局別に比較した。まず、選定年月の各月間で調査結果に大きな違いは見られなかった。故に、以下では紙面の制約上、10月の結果に基づいて説明する。

以下、代表図として各審査局別の2017年10月登録リードタイムのデータを図10に示す。

なお、データは抽出した月の審査局毎の登録総件数に対する期間毎の登録件数を比率で表したものである。登録総件数は、デリーが117件、ムンバイが78件、コルカタが80件、チェンナイが112件であった。

審査局がコルカタ、チェンナイの特許出願においては、登録リードタイムが1年以内である件数が半数を超えていることがわかった。

しかし、審査局がデリー、ムンバイの特許出願においては、登録リードタイムに1年～4年程度のばらつきがみられ、また長いものでは8年以上経過するものもあった。

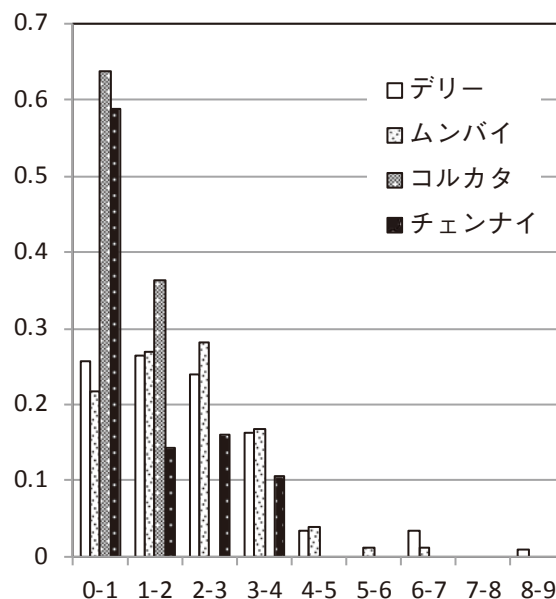


図10 2017年10月 登録リードタイム 審査局別 (横軸：年, 縦軸：比率)

### 5.2 技術分野別の比較

審査局別と同じ選定年月で抽出した特許出願から登録リードタイムを技術分野別に比較した。まず、選定年月の各月間で調査結果に大きな違いは見られなかった。故に、以下では紙面の制約上、10月の結果に基づいて説明する。

以下、代表図として各技術分野別の2017年10月の登録リードタイムのデータを図11に示す。

なお、データは抽出した月の技術分野毎の登録総件数に対する期間毎の登録件数を比率で表したものである。登録総件数は、化学が115件、電気電子が119件、機械が101件、バイオが68件であった。

技術分野別の特徴として、化学、電気電子、機械は概ねFER発行の後1年以内に登録になる出願が4割から5割程度を占め、以降減少しながら4年経過前に9割以上が登録される傾向がみられる。一方、バイオではFER発行後1年未満で登録される出願は2割程度に留まり、1年～3年未満で登録される出願が最も多く全体の6割を占める傾向を示している。

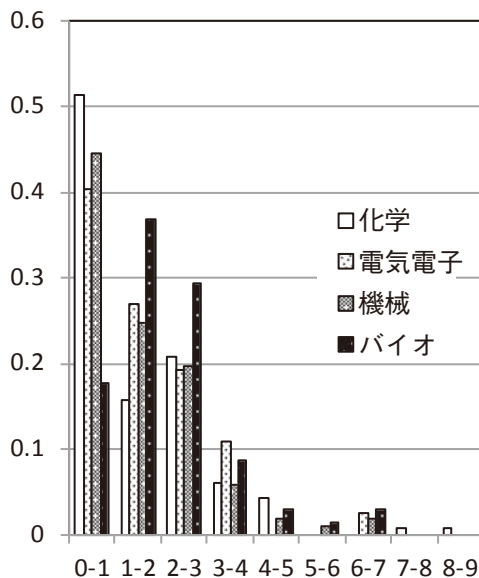


図11 2017年10月 登録リードタイム 技術分野別 (横軸：年, 縦軸：比率)

### 5.3 登録リードタイムとアクセプタンス期間との比較・考察

調査意義において記載したように、アクセプタンス期間に対して、登録リードタイムがどの程度の期間を要しているか把握することは意義がある。本改正前にFERが発行された特許出願についてのアクセプタンス期間が1年であり、本改正後については6か月であることから、登録リードタイムが1年以内であるかどうかを基準に考えると、ある程度多くの特許出願は、実際1年以内に登録がされている。しかし、図10からわかる通り、デリーやムンバイにおいて、また図11からわかる通りバイオにおいて、登録

リードタイムが2年以降にピークがある。さらに、特許出願によっては、FER発行後、3年～4年、或いはそれ以上の期間を要するものが存在していることもうかがえる。

### 5.4 トータルリードタイム調査結果

第4章で前述した選定年月に登録された特許出願のトータルリードタイムを比較した。まず、選定年月の各月間で調査結果に大きな違いは見られなかった。故に、以下では紙面の制約上、10月の結果に基づいて説明する。

このため代表図として2017年10月の登録リードタイムのデータを図12に示す。

なお、比率とは、抽出した月データの登録特許総件数409件に対する期間毎(年)の件数を比率で表したものである。

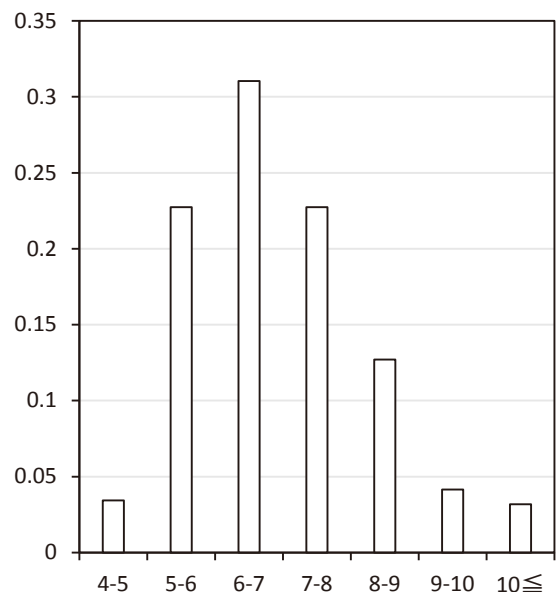


図12 2017年10月トータルリードタイム (横軸：年, 縦軸：比率)

トータルリードタイムは、6年～7年以内が最も多く、5年～8年以内が全体の7割近くを占めていた。

2017年8月～10月までの各月のトータルリードタイムの平均を算出すると、順に6.9年, 6.8年,

6.9年と安定的に推移していた。

## 6. おわりに

本稿では、本改正や審査官の増員がなされた2016年を挟んでインドにおいて特許審査請求からFER発行までの期間が短縮されたか否かを確認すると共に、最近の登録までに要する期間の分析を行った。

分析した結果、審査リードタイムは2013年と比較して、2017年の方が長くなっていることが確認された。即ち、FER発行まではむしろ遅くなっていることになる。

この原因として、第3章で説明したように、特許出願件数がここ数年4万件～5万件の間で推移しているのに対して、処理件数はその半分以下程の件数に留まっていることが挙げられる。即ち、現在も引き続き審査待ち件数は増加傾向にある。実際、審査待ちの特許出願は2017年11月末時点で23万件超であることも報告もされており<sup>8)</sup>、冒頭に記載した2013年8月時点の15万件と比較して大きく増加している。

但し、当初の目標の2017年半ばまでに月間6,000件を処理することは難しいものの、第3章で説明したように、処理件数自体は増加傾向にある。故に、出願件数が今後もほぼ同程度で推移し、かつ毎月4,000件の特許出願を処理できるようになれば、審査待ち件数は減少に転じる。

しかし、その場合でも当面は過去の審査待ち特許の解消から着手することになると考えられ、審査遅延が早期に解消されることは考えにくい。

また、登録リードタイムに関する調査からわかるように、FERが発行されても、なお登録までに数年の期間を要する出願が一定数存在していることも考慮する必要がある。そうした審査リードタイム及び登録リードタイムの双方を勘案した審査請求日から登録日までのトータルリードタイムの平均は、6.9年という結果が得ら

れた。故に、出願人としてはその期間を考慮して特許ポートフォリオ構築計画を立てることが望ましい。

今回、審査局間での比較を行ったが、現在は4つの審査局の間で審査対象の特許出願を一部融通しており、出願した審査局で審査されるには限らない点には留意が必要である。

毎月4,000件の処理は、2016年4月～2017年3月までの処理件数の増加傾向をインド特許庁が継続できるならば、2017年度末にも到達するので、それ以降は、審査待ち件数が徐々に減少していく可能性はある。

なお、2013年1月と7月については、PCT経由とPCT以外で、審査リードタイムに相違は見られなかったが、最近の2017年7月のPCT経由では、審査リードタイムがPCT以外に比べて短縮される傾向が見られた。そこで、登録の早期化を目指すために、PCT経由で出願することが有効になってきている可能性がある。

本論説は、2017年度国際第4委員会第1小委員会のメンバーのうち杉山貴志（日立製作所；委員長代理）、宇賀地和樹（本田技研工業）、刈谷昌司（JFEテクノリサーチ）、中西佳代（パナソニック）、中村直人（大日本印刷）が執筆した。

### 注 記

- 1) 「インド特許局の審査待ち件数が約16万件に増加」2013年9月3日、JETROニューデリー  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/news\\_20130903\\_02.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/news_20130903_02.pdf)
- 2) Notification, New Delhi, the 16<sup>th</sup> May, 2016  
[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_42\\_1\\_Patent\\_\\_Amendment\\_Rules\\_2016\\_16May2016.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_42_1_Patent__Amendment_Rules_2016_16May2016.pdf)
- 3) “We can clear the patent backlog within next two years” Business Today (April 23, 2017)  
<http://www.businesstoday.in/magazine/>

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- features/we-can-clear-the-patent-backlog-within-next-two-years/story/249173.html
- 4) 「特許規則が改正，早期審査制度を導入」2016年6月21日，JETROニューデリー  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/06/981d65efd646fd3f.html> (参照日：2018.2.19)
- 5) Dynamic First Examination Report (FER) displaying utility  
<http://ipindiaservices.gov.in/ferstatus/>
- 6) Annual Reports 2015-2016 (Intellectual Property India)  
<http://www.ipindia.nic.in/annual-reports-ipo.htm>
- 7) Dynamic Patent Utilities DISPOSAL REPORT  
<http://ipindiaservices.gov.in/disposal1/>
- 8) “2.32 lakh patent applications pending with patent office” THE ECONOMIC TIMES (Dec 27, 2017)  
<https://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/2-32-lakh-patent-applications-pending-with-patent-office/articleshow/62269712.cms?from=mdr>
- (URL参照日は4)を除き全て2018年2月1日)
- (原稿受領日 2018年4月13日)

